

2025 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**埼玉県立大学**

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 埼玉県立大学の概要

## 1 大学名、キャンパス所在地

埼玉県立大学（設置者：公立大学法人埼玉県立大学）  
埼玉県越谷市三野宮 820 番地

## 2 学部等の構成 ※2025 年 5 月 1 日現在

### 【学部】

保健医療福祉学部 看護学科、理学療法学科、作業療法学科、  
社会福祉子ども学科(社会福祉学専攻、社会子ども学専攻)、  
健康開発学科(健康情報学専攻、検査技術科学専攻、口腔保健科学専攻)

### 【研究科】

保健医療福祉学研究科(博士前期課程) 保健医療福祉学専攻(看護学専修、リハビリテーション学専修、  
健康福祉科学専修)  
保健医療福祉学研究科(博士後期課程) 保健医療福祉学専攻

## 3 学生数及び教職員数 ※2025 年 5 月 1 日現在

【学生数】 学部 1,632 名、研究科 119 名

【教職員数】 教員 162 名、常勤職員 36 名、非常勤職員 38 名

## 4 大学の理念・目的等

埼玉県立大学は、保健医療福祉学部看護学科、理学療法学科、作業療法学科、社会福祉学科を置く 1 学部 4 学科の大学として 1999 年度に開学した。その後、2006 年度には埼玉県立衛生短期大学部を統合し、健康開発学科(健康行動科学専攻・検査技術科学専攻・口腔保健科学専攻)を設置、2009 年度には保健医療福祉学研究科修士課程を設置した。さらに、2014 年度には社会福祉学科を社会福祉子ども学科(社会福祉学専攻・福祉子ども学専攻)に改組し、2015 年度には保健医療福祉学研究科博士後期課程を設置するとともに、修士課程を博士前期課程に改めた。2025 年度には健康開発学科健康行動科学専攻を健康情報学専攻に改称している。2010 年度に公立大学法人埼玉県立大学による設置に移行している。

埼玉県立大学は、以下の基本理念を掲げている。

【陶冶】誠実で温かい心と主体性を持ち、多様な価値観を尊重する人間性を磨き高める

【進取】広く先達に学びつつ、未来を志向する教育・研究に取り組む

【創発】多様な連携を通じて、予測を遥かに超える新たな価値を創造する

大学の目的は、学則第 1 条第 1 項に「保健、医療及び福祉の高度で専門的な知識及び技術を教授研究し、もって保健医療福祉水準の向上に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、学則第 1 条第 2 項に「保健医療福祉に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる保健医療福祉の職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって保健医療福祉水準の向上に寄与すること」と定めている。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

埼玉県立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

埼玉県立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、埼玉県立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

#### 【優れた点】

- 研究開発センターが主導する地域に根ざした研究活動の推進や、住民のニーズに応えたテーマで行う講座「まちなかキャンパス」の開催、学生ボランティア促進のためのポータルサイト「地域活動プラットフォーム」の運用等、地域との関係強化や地域貢献活動を全学として積極的に推進している。
- 2024 年度から入試評価分析部会を設置し、問題作成者とは異なる複数の教員が検証・評価を行うことで、入試問題がアドミッション・ポリシーに掲げる能力を適切に評価しているかを客観的に確認し、組織的な改善につなげている。
- 全学必修の地域密着型の専門職連携教育(IPE)や大学間連携をはじめ、IPE の成果を地域に還元するための保健医療福祉専門職者に対する専門職連携講座の実施、専門職連携教育研修センターの新設等を通じて、他分野の専門職等と連携し、人々の健康と生活を統合的に支えることができる人材を育成している。

#### 【改善を要する点】

- 大学院課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。
- 大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に明示することが求められる。
- 主要授業科目については、カリキュラムの体系性を踏まえ定義及び科目を定め、学生にわかりやすく明示することが求められる。
- 大学院の研究指導については、大学院設置基準第 14 条の 2 を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、体制及び各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標や成績評価の平準化を全学として組織的に整理・明確化し、学生に明示することが望まれる。
- 大学院の教育課程の体系性については、学修者本位の観点から、カリキュラムマップを作成する等、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部における 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、全学として定期的・継続的な点検・検証、改善の取組みの充実が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、埼玉県立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。また、学部及び大学院に共通する各種業務を全学的観点から統一的に実施するとともに、教育研究活動を支援するため、学生支援センター、高等教育開発センター、研究開発センター、情報センター、地域連携センター、専門職連携教育研修センター、保健センターを置いている。ただし、保健医療福祉学研究科博士後期課程における収容定員の超過については、適切な定員管理が求められる。

##### ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか、教育研究等に関する事項を審議する常設機関として、組織規則に基づき11の委員会を置く等、各種の管理運営の体制を整備している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

主要授業科目については、カリキュラムの体系性を踏まえ定義及び科目を定め、学生にわかりやすく明示することが求められる。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。ただし、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標や成績評価の平準化を全学として組織的に整理・明確化し、学生に明示することが望まれる。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業の計画に従って、適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、大学院の教育課程の体系性については、学修者本位の観点から、カリキュラムマップを作成する等、学生にわかりやすく明示することが望まれる。また、大学院の研究指導については、大学院設置基準第14条の2を踏まえ、指導計画を様式に基づきあらかじめ明示し、組織的に共有・管理することが求められる。なお、評価のプロセスにおいて、大学院の教育課程の体系性については、カリキュラムマップを決定したことを確認した。

学部及び大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、評価のプロセスにおいて、チェック体制及びシラバス作成マニュアルを改定したことを確認した。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。社会人の大学院生の教育研究環境を整えるため、さいたま新都心に所在する埼玉県立小児医療センター内にサテライトキャンパスを設置している。

#### ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。厚生補導については学生支援センターが所掌し、厚生補導に関する事項を審議する学生支援委員会を設置している。また、学生支援に関することについて、各学科・専攻に学生担任教員を置き、修学、生活、進路等の助言・指導を行う等、適切に対応を行っている。

#### ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を具体的に明示することが求められる。

また、学部における3つのポリシーの一貫性・整合性については、全学として定期的・継続的な点検・検証、改善の取組みの充実が望まれる。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。Webサイトは事務局企画・情報担当が管理し、受験生に対する広報の強化を目的として受験生応援サイト「SPU NAVI」を開設するとともに、より効果的な広報活動を行うため、広報に関する方針を策定している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、教育を除く業務については、各学科等が学長及びその指示を受けたセンター長等が立案する企画に基づき実施し、その結果報告をセンター長等が検証し、教育研究審議会等の法人運営組織の審議を経て、センター長等から各学科等へ改善を指示する体制となっている。

学部と大学院を一貫・統合した教育の内部質保証については、「教育の内部質保証に関する方針」及び「教育の内部質保証の実施に関するガイドライン」に基づき、高等教育開発センターが所管し全学的に推進する体制としている。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理するとともに、体制及び各組織間の関係性を整理・明確化し、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

#### ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特にICT環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。研究開発センターでは、奨励研究制度の整備やURA(University Research Administrator)の導入等、教員の研究能力の向上を図るとともに外部研究資金の獲得に向けた支援を実施している。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、高等教育開発センターが中心となって、「教育の内部質保証に関する方針」及び「教育の内部質保証の実施に関するガイドライン」に基づき実施している。

大学全体レベルでは、高等教育開発センターが学長の指示を受け、全学的な方針の立案及びカリキュラム運営を担っている。各学科等は同センターの支援のもと教育活動を行い、活動結果については同センターが検証し、教育研究審議会の審議結果を踏まえて方針の見直しを行っている。学位プログラムレベルでは、同センターが立案した全学的な方針に基づき各学科等が教育活動を実施し、学部長及び研究科長による結果報告を踏まえて、同センターが検証のうえ必要な改善措置を講じている。授業科目レベルでは、同センターの支援のもと各教員がシラバスを作成して授業を実施し、授業評価・学修成果アンケートの結果を踏まえて授業改善に取り組んでおり、これらの3つのレベルにおいてPDCAサイクルを回している。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

### ・No.1「学修成果の把握・可視化及び教育改善の取組み【学修成果】」

2022年度に策定したアセスメントプランに基づき、大学全体、学位プログラム、授業科目の各レベルにおいてPDCAサイクルに基づく教育の質向上に取り組んでいる。

学部では、全科目を対象に実施する授業評価・学修成果アンケート、教育や学生生活全般について在学生及び卒業生を対象に実施する学生調査、GPA(Grade Point Average)値を、共通基礎データとして毎年度分析している。そのうえで、大学全体レベルでは、アセスメントプランに基づくモニタリングや調査分析に加え、e-ポートフォリオを活用し、アセスメント科目における授業前後のディプロマ・ポリシーの達成度について学生の自己評価を把握している。学位プログラムレベルでは、ディプロマ・ポリシーを学生向けにわかりやすく示した「SPU10の学士力」を周知したうえで、授業評価・学修成果アンケートから学生の評価や満足度等を把握している。授業科目レベルでは、各教員が同アンケート結果を次年度の授業改善に活用し、シラバスに具体的な改善内容を記入している。また、2024年度から科目責任者以外の教員によるシラバスチェックを行っている。

大学院も学部同様に3つのレベルで取り組んでおり、学位プログラムレベルでは、アセスメント科目の設定のほか、研究デザイン発表、特別研究中間発表、論文審査、学位論文の各段階におけるディプロマ・ポリシーの到達度を明確化するため、ルーブリック及びe-ポートフォリオの活用を2024年度から検討している。

これらの取組みの状況は、高等教育開発センターが評価、分析を行い、教育研究審議会での審議を経て、同センターが改善策を検討し、学部長や研究科長に指示している。また各取組みの成果等は、同センターの報告書やフォーラム、年4回発行するニューズレター等を通じて学内外に周知している。

学修者本位の観点から「SPU10の学士力」によりディプロマ・ポリシーを学生にわかりやすく明示している点、アセスメントプランに基づき学修成果の把握・可視化や教育改善に組織的に取り組んでいる点は評価できる。

### ・No.2「教員の研究活動の支援【研究環境整備】」

教員の研究活動を支援するため、研究開発センターが中心となり、研究推進委員会や教育研究審議会の審議を経て、奨励研究制度やURA制度の整備に取り組んでいる。

奨励研究制度では、科研費応募を促進し論文発表等の研究成果の増加につなげるため、科研費の採択者はもとより不採択者に対しても助成を行っている。また、複数の教員で新たな学術領域を切り開く独自性のある研究や、新任及び復職後の教員の研究に対する助成等も実施している。助成後には研究成果の報告や科研費への応募等を義務付けているほか、助成を受けた研究の質や教員の研究業績を研究評価委員会で毎年度評価することで、制度の改善を図っている。

また、外部研究資金獲得を支援するため、2022年度から本格的にURA制度を開始している。プレアワードでは、外部研究資金獲得のための相談対応、申請書の添削等を行い、ポストアワードでは、大型研究資金

獲得後に研究データの分析や対外発信等を支援する研究コーディネータを配置している。

今後は、取組みの周知や成果の分析・検証等を通じて、制度の改善につなげていくことが期待される。

#### ・No.3「担任制度等による学習支援や国家試験対策」

学修や生活支援体制の充実を図るため、「学生の支援に関する方針」に基づき、学生担任制度を実施している。学生担任は、学部では学科・専攻の年次ごとに配置し、大学院では研究指導教員が兼ね、全学生に対し年 2 回以上面談の機会を設けている。学生担任は、修学・学生生活、障害に関する配慮等、様々な相談に対応し、必要に応じて学生支援委員や保健センター等と情報共有しながら助言・指導を行っており、2024 年度の学生調査に回答した在学生及び卒業生のうち 9 割以上が「満足」又は「やや満足」と回答している。

国家試験対策については、学科・専攻ごとに国家試験担当教員を配置し、学科会議等での学修状況や成績情報を共有している。また、模擬試験や対策講座の実施、学生の学修状況等に応じた個別指導や学び合いの場を提供しており、2024 年度の学生調査に回答した卒業生の約 9 割が「満足」又は「やや満足」と回答している。

取組みの実施状況等は学生支援委員会で情報共有し、組織的な学生支援体制を整備している。

#### ・No.4「IR の推進」

2017 年度の自己点検・評価結果を踏まえ、IR(Institutional Research)の目的を「大学運営における意思決定及び内部質保証を支援するとともに、学外への説明責任を果たすこと」と定め、2020 年度からデータベースを整備する等、IR の推進に向けた取組みを進めている。

IR システムは、入試結果、GPA、就職先等の学生情報を学籍番号に紐づけて管理する「教学データベース」と、全公立大学の基礎データを格納する「公立大学実態データベース」を保持している。必要に応じて新たなデータの収集・蓄積を行っており、2021 年度からは部局別実施していた在学生・卒業生へのアンケートを再編・統合した「埼玉県立大学学生調査」、2024 年度からは教員の研究業績や地域活動等に関するデータの収集・蓄積を開始している。これらのデータは部局横断的に収集し、匿名化したうえで毎年度更新している。同システムは、IR の推進に関する規程に基づき事務局企画・情報担当が管理するとともに、IR 推進会議を毎年度開催し、分析状況や新たなデータ収集等について議論する体制を整備している。

IR データを活用し、「埼玉県立大学 FACTBOOK」や学生調査の結果の概要を作成し Web サイトに公表する等、情報公開の強化を図っている。また、入試、就職支援、国家試験対策等における検討や、高等教育開発センターにおける学修成果の把握・可視化に向けた取組みにも活用する等、組織的に IR を推進している点は評価できる。

#### ・No.5「入試問題の検証・改善」

入試問題がアドミッション・ポリシーに掲げる能力を適切に評価しているかを検証するため、正答率や採点基準等の分析を行い、次年度以降の改善につなげる取組みを 2023 年度から開始している。さらに、2024 年度には入試委員会及び大学院入試委員会のもとに試験問題作成部会及び入試評価分析部会を設置し、入試問題作成者とは異なる複数の教員が入試問題を検証・評価する体制を整備している。

入試評価分析部会では、入試問題を 3 つの観点から分析し、その結果を入試委員会及び大学院入試委員会に報告するとともに、問題作成者に共有することで入試問題の改善につなげている。2023 年度入試の分析結果を受け、2025 年度入試では学部及び大学院の試験問題作成部会、入試委員会及び大学院入試委員会において改善の検討及び見直しを行っている。

以上のように、入試問題作成者とは異なる複数の教員が毎年検証・評価を行うことで、アドミッション・ポリシーに掲げる能力を適切に評価しているかを客観的な視点から確認し、組織的な改善につなげている点は高く評価できる。

### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

#### ・No.1「専門職連携教育・研修の推進」

学部及び大学院において、専門的知識・技術の習得に加え、他分野の専門職と連携し、人々の健康と生活を統合的に支えることができる人材を育成するため、IPEを実施している。全学生に対してIPE科目を必修とし、学部では保健医療福祉施設等と連携した「IPW実習」等、地域に密着したIPEを展開している。IPEの効果については、卒業生を対象とした学生調査において確認している。

また、2012年度の文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」の採択を受け、埼玉県内4大学及び埼玉県が連携した「彩の国連携力育成プロジェクト」を実施し、補助期間終了後もIPE科目の共同開講や研修等を継続し、地域における専門職連携実践(IPW)を担う人材育成に取り組んでいる。

さらに、IPEの成果を地域に還元するため、2014年度から保健医療福祉専門職の現職者等に対する生涯学習、キャリアアップの一環として専門職連携講座を提供し、2021年度からは同講座を「履修証明プログラム」に位置づけている。また、2024年度には、IPEの質の向上、地域における「専門職連携を実践できる人材育成」の中核的拠点となることを目指して、専門職連携教育研修センターを設置している。

これらの取組みにより、他分野の専門職等と連携し、人々の健康と生活を統合的に支えることができる人材を育成している。

#### ・No.2「県内就職の促進」

埼玉県内に保健医療福祉の専門人材を供給するため、学生支援センターが中心となり、各学科・専攻及び事務局学生・就職支援担当と連携し、学生の意思を尊重しながら、県内就職の推進に取り組んでいる。

県内病院説明会や、学生が卒業生に働き方等を相談・質問できる説明会を実施しているほか、低学年段階から県内で働く魅力等を伝え関心を高めるための講義等を授業内で行っている。また、学生担任やキャリアアカウンタラーとの個別面談等を通じて県内就職に関する情報提供を行うとともに、県内の病院や社会福祉施設等に指定校推薦採用選考枠を依頼し、県内就職を希望する学生が早期かつ確実に県内就職できるよう支援している。指定校推薦採用選考枠の活用は、県内の病院や社会福祉施設等にとっても安定的かつ確実な人材確保につながっており、これまで計60名が制度を利用して就職している。

県内就職に向けた取組みや成果等については、学内会議で定期的に学科・専攻ごとに点検・検証を行い、取組み方法の改善や効果的な事例の情報共有を行っている。

#### ・No.3「地域に根ざした研究プロジェクトの推進」

地域における保健医療福祉の課題を解決するため、研究開発センターが中心となり、自治体、企業、地域住民等と連携し、地域に根ざした研究活動を推進している。

研究開発センタープロジェクトは、2016年度の同センター創設以来、「埼玉県の地域包括ケアシステムの発展・深化及び地域共生社会の実現」をテーマに実施しており、研究開発センタープロジェクト選定委員会が認めた研究に対して研究費を助成している。これまでに13件のプロジェクトを実施しており、科研費獲得につながった事例もある。

また、2021年度からは教育・研究・地域連携の一体的推進事業を開始し、同事業審査会において毎年度3件の研究課題を採択している。同事業では、地域連携の場を活用し教員と学生が共同して地域課題の解決に向けた研究・学修を行っている。

プロジェクト等の終了後には、地域での活用状況を調査する等、効果的な研究・事業のあり方を検討することとし、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた取組みを推進している。

#### ・No.4「地元自治体、住民等との連携の推進」

地域に根ざした大学としての活動基盤の強化等の観点から、地元自治体や住民等との連携した活動を強化している。2009年に越谷市、2011年に春日部市、2021年に吉川市と包括連携協定を締結し、ワークショップや講座の開催を通じた教員の地域参画や、地域包括ケアシステムの構築に係る取組み等、大学の専門性を生かして、地域住民の健康や福祉の向上等に関する分野で連携・協力を進めている。

2023年度からは、住民組織等と連携し、住民の興味・関心に基づくテーマで教員が地域に出向き講座を行う「まちなかキャンパス」を実施している。大学近隣の自治連合会や他の地区のコミュニティ推進協議会と意見交換会を実施し、要望や課題の提案を受けることで、住民のニーズに応じた実施につなげている。

また、学生ボランティアの促進として、2022年度から「夏休み小中学生向け学習支援ボランティア」を実施しており、2023年度から2024年度にかけて、64名の学生が参加し、小中学生90名を支援している。2023年度からは、学内ポータルサイト「地域活動プラットフォーム」の運用を開始し、地域活動やボランティア活動に関心がある学生と、学生の活動参加を求める団体等とをマッチングする仕組みを整えている。

これらの取組みにより、教員及び学生が地元自治体や住民等と連携することで、地域との関係強化や地域貢献活動を全学として積極的に推進している。

#### ・No.5「アントレプレナーシップ教育の推進」

作業療法学科では、2007年から3年次科目「生活適応技術学」、2010年から3年次科目「義肢装具学実習」、さらに2022年には「卒業研究」に新たなコースを設置し、保健医療福祉現場における課題解決を重視したアントレプレナーシップ教育に取り組んでいる。学生が社会課題の解決に寄与している実感を得るため、学生自身が評価を受ける機会を重視し、自治体や企業等が主催するコンテストへの参加を促しており、複数のコンテスト等での受賞実績がある。

アントレプレナーシップ教育については、内容等の検討を進めるとともに学内での啓発を図るため、2024年度の教育・研究・地域連携の一体的推進事業において「埼玉県立大学におけるアントレプレナーシップ教育の醸成に向けて」を採択し、教育の有効性等の検証を行った。その結果を踏まえてカリキュラムにおける位置づけの検討を進めており、他学科も含めた全学的な取組みとしての展開が期待される。

なお、本基準のNo.3及びNo.4の取組みをもとに、「地域に根ざした大学としての取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。評価審査会では、研究開発センタープロジェクト及び「まちなかキャンパス」の開催その他住民組織と連携した活動に関する取組みを取り上げ、関係者との意見交換を行った。

研究開発センタープロジェクトについて、プロジェクトの一つである「越谷市のデータベースを活用した介護予防事業の推進-ビッグデータ解析を用いた通いの場の効果検証」の研究協力機関である越谷市及び越谷市リハビリテーション連絡協議会からは、介護予防事業の効果を学術的に明らかにできたことで、市民への普及啓発活動が大きく進展していること、また研究結果は越谷市の施策の方向性を裏付ける非常に貴重な成果であり、引き続き産学官が協働して、地域に根ざした持続可能な地域包括ケア体制の確立に向けて取り組んでいきたいとの発言があった。また、大学からは今後の課題として、エビデンスに基づく政策提言の強化、共生社会をテーマとした取組みの拡充、地域との双方向の連携推進等が挙げられた。

「まちなかキャンパス」の開催その他住民組織と連携した活動について、連携する自治体や越谷市社会福祉協議会からは、大学の専門性を活かして地域住民の関心が高いテーマで実施し、地域に根ざした居場所や取組みづくりが継続されていることが評価された。また、講座の協力学生からは、大学からの情報提供や参加の機会を得たことで地域交流に関心を持ち、活動を通じて積極的なコミュニケーションの重要性を学んだとの発言があった。大学からは、学生にとって実践的な学びの場の提供、地域社会への貢献意識の醸成等に寄与しており、引き続き様々な世代の住民のニーズにあわせて持続可能な取組みを推進していくとの展望が述べられた。

全体を通じて、住民のニーズに対応した取組みの継続や拡大、学生及び教員の参加促進等に向けた意見交換が行われ、大学が自治体や地域住民等と連携し、地域課題の解決や学生の実践的な学びの場の提供等、地域に根ざした取組みを推進していることが明らかになった。

## Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

### 1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回埼玉県立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

### 2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

#### Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

#### Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

##### 1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

##### 2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

##### 3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

#### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

### 3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

### 4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 10 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 14 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表